

《関連当事者間の取引に関する管理の枠組み》

関連当事者間の取引については、社内規程を定め、その重要性や性質に応じて、社外取締役を含む取締役会の承認を得るとともに、取引の結果を取締役会に報告することとしております。

取引にあたっては第三者の取引と同様に決定しております。